

事務連絡
令和2年5月27日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

新型コロナウイルス感染症患者等の移送等への対応について（依頼）

消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和2年2月4日付け消防消第26号消防・救急課長、消防救第32号消防庁救急企画室長通知、令和2年5月13日一部改正）（参考資料参照。以下「2月4日付け消防庁通知」という。）等により、的確な対応をお願いしているところです。

こうした中、今般、厚生労働省より、全国の都道府県衛生主管部（局）等あて「新型コロナウイルス感染症患者等の移送及び搬送について」（令和2年5月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（別添参照。以下「5月27日付け厚生労働省事務連絡」という。）が発出され、今後、新型コロナウイルス感染症患者等の増加した場合においても、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長（以下「都道府県知事等」という。）が当該患者等の移送を円滑に進められるよう、都道府県知事等から消防機関に対して移送協力の要請をする場合の留意事項等が示されました。

つきましては、貴部（局）においては、2月4日付け消防庁通知及び5月27日付け厚生労働省事務連絡の内容に十分に御留意の上、今後、都道府県知事等から、地域の実情を踏まえて必要に応じ、貴部（局）や管内の消防機関に対して新型コロナウイルス感染症患者等の移送に係る協議がなされることも想定されますが、その際には適切な対応に努めていただきますとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いします。

【問合せ先】

連絡先 消防庁救急企画室
担当 小谷専門官、伊藤理事官、増田係長、富樫主査
TEL : 03-5253-7529
FAX : 03-5253-7532
E-mail : kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp

参考資料

消防消第 26 号
消防救第 32 号
令和 2 年 2 月 4 日

改正 令和 2 年 5 月 27 日消防消第 163 号消防救第 130 号

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長
(公印省略)
消防庁救急企画室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生については、先般、消防庁において、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和 2 年 2 月 1 日付け消防消第 24 号消防庁消防・救急課長、消防救第 28 号消防庁救急企画室長通知。以下、「2 月 1 日通知」という。）により、消防機関における当面の間の具体的な対応を定めたところです。今般、厚生労働省より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 3 日付け健感発 0203 第 2 号）（別添 1）が発出され、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の要件等が示されました。

これに伴い、2 月 1 日通知を廃止し、消防機関における具体的な対応については、下記のとおりとします。

貴職におかれましては、下記の内容に十分に御留意いただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いします。

なお、本通知は、厚生労働省と協議済みであるとともに、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防機関の救急業務と新型コロナウイルス感染症患者との関わり

「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）施行後は、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の準用がなされ、都道府県知事が入院を勧告した患者（疑似症を含む。）又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合市長又は区長）が行う業務とされている。

しかしながら、傷病者を搬送後、その傷病者が新型コロナウイルス感染症に感染していたと判明する場合もありうることから、下記2(4)に留意するとともに、地域における搬送体制の確保の観点から、消防機関としても、あらかじめ保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築に協力されたい。

特に、今般、厚生労働省から消防庁に対して、保健所等が行う新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症患者を含む。以下同じ。）の移送について消防機関に対する協力の要請があったことから、「エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について」（平成26年11月28日付け消防救第198号消防庁救急企画室長通知）（別添2）に準じて、感染症患者の移送について消防機関と保健所等との間で協定等を締結している場合には、その内容に従って移送に協力をするとともに、協定等を締結していない場合にあっても、当該通知別紙の記1及び2の内容について十分に留意しつつ、保健所等と事前に十分な協議を行った上で、移送に協力されたい。

2 消防機関における傷病者への対応の具体的手順について

救急業務の実施に当たっては、保健所等との連絡体制を確保した上で、傷病者に対して以下のとおり対応することを基本とされたい。

- (1) 全ての傷病者に対して、標準感染予防策（「感染症の患者の移送手引き」（別添3）を参照）を徹底すること。
- (2) 救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者（※）であることが判明した場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと。（新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者は保健所等の医師の判断に基づき新型コロナウイルスの疑似症患者として取り扱われる可能性があり、疑似症患者として取り扱われる場合は保健所等により感染症指定医療機関への移送等の措置がとられるものであること。）。
- (3) 救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者と確認できなかつた場合でも、現場到着時に上記に該当する患者又は傷病者と確認した場合には、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと。

(4) 傷病者を搬送後、当該傷病者が新型コロナウイルス感染症の患者と判明した場合には、保健所等から助言を得ながら、対応に当たった救急隊員の健康管理及び救急車の消毒等を徹底すること。

※ 「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件は、今般、厚生労働省より示された「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7 指定感染症 1 (4) を参考として判断されたい（別添1の別添を参照）。

【感染が疑われる患者の要件】

患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入る。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であつて、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

3 消防庁救急企画室への報告について

各消防本部において、2(2)～(4)のような事案に対応した場合には、直ちに消防庁救急企画室（夜間・休日においては宿直室（TEL：[REDACTED]、FAX：[REDACTED]））に報告されたい。その際、「火災・災害等即報要領」第3号様式（別添4）を使用し、次の項目にも留意し記載すること。

- (1) 時系列（入電から帰署まで）
- (2) 出動隊員の感染防止状況
- (3) 保健所等との関わり
- (4) 搬送後の消毒状況
- (5) 搬送後の出動隊員の状況

以上

【問合せ先】

消防庁救急企画室

小谷救急専門官、増田係長、新井主査

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7532

事務連絡
令和2年5月27日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部(局)

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症患者等の移送及び搬送について

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）が同年2月1日に施行されて以来、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）の規定につき指定令により読み替えて準用することにより必要な対応を行っているところと承知している。

今後、新型コロナウイルス感染症患者等の増加した場合においても当該患者等の移送について円滑に進めるため、消防機関に移送協力を求める場合には、下記の内容を十分御了知いただき、消防機関と事前に十分な協議を行った上で、関係機関等への周知を図り、必要な事務を進めるようお願いしたい。

また、下記の内容については総務省消防庁と協議済みであることを申し添える。

記

1. 法第 21 条の規定により、法第 19 条又は第 20 条に基づき入院する患者等（法第 8 条第 1 項による「疑似症患者」及び同条第 3 項による「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）については、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長（以下「都道府県知事等」という。）が感染症指定医療機関等へ移送することが可能となっている。

この点につき、当省と協議の上総務省消防庁から、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和 2 年 2 月 4 日付消防消第 26 号・消防救第 32 号消防庁消防・救急課長、救急企画室長通知、令和 2 年 5 月 13 日一部改正。以下「2 月 4 日通知」という。）が発出されており、その内容を御了知いただくとともに、都道府県知事等から消防機関に対して移送協力の要請をするに当たっては、「エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について」（平成 26 年 11 月 28 日付消防救第 198 号消防庁救急企画室長通知）（以下「平成 26 年通知別紙」という。）に準じて、感染症患者の移送について都道府県等と消防機関との間で協定等を締結している場合には、その内容に従って移送協力の要請を行い、協定等を締結していない場合には、当該通知の別紙の 1 及び 2 の内容について十分に留意しつつ、都道府県等が消防機関と事前に十分な協議を行った上で、移送協力の要請をしていただきますようお願いする。

2. 他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている都道府県等における保健所の移送にかかる対応能力が逼迫している地域、あるいは逼迫するおそれのある地域においては、以下のようないくつかの対応をすることも想定されるため、患者等の移送について、地域の実情を踏まえて、協定等の締結内容が現状に合っていない場合など必要に応じ、上記 1 のとおり協定等を締結している都道府県等においては、消防機関と改めて協議した上で対応すること。また、協定等を締結していない場合にも、以下のようないくつかの対応例も参考とし、早急に協議した上で対応すること。

また、その他の地域においても、感染が拡大した場合の取扱について、あらかじめ、消防機関と協議し、定めておくこと。

なお、協議に当たっては、都道府県等においては、消防機関に必要な個人防護具を提供することや必要な費用負担等も含め適切に調整をすること。

例 1： 平成 26 年通知別紙の「2 消防機関が移送に協力をう条件について」において、保健所等と消防機関による協定との中で、

- ・保健所等は、その責任において移送車両に医師を同乗させること等により、患者及び移送に当たる職員を医学的管理下に置いた上で移送を行うこと。

等を可能な限り明らかにすることを求めているが、この点について、当該地域の感染拡大の状況等に応じて、保健所等の対応能力の観点から、医師の同乗等が行えないことが想定される地域においては、あらかじめ連絡体制を確保の上、医師の同乗等を行わない対応も考えられる。

例2： 2月4日通知の記2（2）から（3）において、

- ・救急要請時又は現場到着時に感染が疑われる場合（※）には直ちに保健所等に対応を引き継ぐ

旨記載されているが、この点について、当該地域の感染拡大の状況等に応じて、保健所等の対応能力の関係から、救急要請時又は現場到着時に保健所等の職員が現着し対応を引き継ぐことができないことが想定される地域においては、あらかじめ、移送の対象となる者の緊急性に応じて、保健所等への連絡も併行しながら、移送を行う対応も考えられる。

（※）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（令和2年5月13日健感発0513第4号）別紙第7 指定感染症 1（4）アからオまでのいずれかが確認された者を含む。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」（令和2年3月26日付け事務連絡）において、県内の患者等の受入れを調整する機能を有する組織・部門（以下「都道府県調整本部」というが、名称は各都道府県で適切に設定すること。）を設置すること、新型コロナウイルス感染症患者の搬送調整の中心となる

「患者搬送コーディネーター」を配置すること等、地域で発生する救急患者や重症者の受入れに支障を来さないよう、受入れの方針について地域全体で事前に調整しておくこと等についてお願いをしているが、新型コロナ疑い救急患者の受入れ先を速やかに調整するために、自宅等から119番通報があった場合、又はかかりつけ医や帰国者・接触者相談センター、保健所（都道府県が設置する保健所のみならず、保健所設置市等が設置する保健所を含む。）などに救急相談等があった場合を想定して、都道府県調整本部、保健所、救急医療機関、消防機関等との間で、具体的にどのような体制で連絡、調整を行うのか等について、あらかじめ検討を行い、検討結果

については関係者間で広く共有すること（参考「新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施について」（令和2年5月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡））。

以上